

河砂 ———— 1710
平成30年12月 4日

国土交通省
東北地方整備局長 様

秋 田 県 知 事



雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更案について（回答）

平成30年11月16日付け国東整河計第33号により照会がありましたこのことについて、異議ありません。

なお、本計画の実施にあたっては次の事項について留意願います。

また、回答にあたっては関係市町村長の意見を聴取しておりますので、併せて別紙のとおり提出します。

- 1 河川及びその周辺環境の保全・把握に努めるとともに、レッドデータブック掲載種を始めとする動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を回避又は低減するように御配慮願います。
- 2 河川両岸に埋蔵文化財が包蔵されている可能性がありますので事業実施前に協議して下さい。

別紙

件名

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更案について

意 見

秋田市 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更案について、意見はありません。

大仙市 本市では異論ありません。

仙北市 最近の異常気象による降雨量の増大に加え、上流地域の森林伐採や水田の荒廃による保水能力の低下、また伐採木搬出方法として索道方式から搬出路方式が主流になってきたことによる山肌の洗掘及び河川への土砂流出等も大洪水の一因と考えてます。無数の支流、源流付近を計画的に植林等で治めることや遊休農地対策も下流部の水害軽減に繋がり、堤防強靱化と並んで大事な要素であると思います。

横手市 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更案について、特に意見はありません。

湯沢市 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更案については、異議ありません。

美郷町 特に意見等はありません。

羽後町 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）について、異議等はありません。

東成瀬村 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）につきまして、特別意見はありません。